

## 事後評価の仕方

## 事後評価の仕方について

下記の要領により、事後評価を行っていただきます。

### ○地方創生推進交付金とは

地方再生計画に記載された、地方版総合戦略に位置づけられ、自主的・主体的で先導的な事業を、複数年（概ね5箇年度以内）にわたり安定的・継続的に実施するため、創設されたものです。

なお、地方創生推進交付金は、地域再生法に基づく交付金であることから、交付申請とは別に認定地域再生計画に記載されている必要があります。

また、支援対象となる先導的な事業には、先駆タイプ、横展開タイプ、狭路打開タイプの3タイプがあり、当市の事業は、横展開タイプにあたります。

認定された各事業は、適正かつ具体的なK P I（重要業績評価指標）を設定し、P D C Aサイクルを整備するとともに、事業年度毎に外部有識者の関与等も含めた効果検証とその結果について公表する必要があります。

以下の点について、検証していただきます。

- 1 総合戦略施策・プロジェクトの実現に向けて効果があったか、意見等いただきます。
- 2 実施事業の効果があったか、意見等いただきます。
- 3 今後の対応に改善策があれば、提言等いただきます。

### ○地方創生拠点整備交付金とは

未来への投資という観点から、地方版総合戦略に位置づけられ、地方公共団体が自主的・主体的に実施する先導的な事業に必要な施設整備等を実施するため、創設されたものです。

なお、地方創生拠点整備交付金は、地域再生法に基づく交付金であることから、施設整備計画とは別に認定地域再生計画に記載されている必要があります。

また、地方創生推進交付金と同様に、適性かつ具体的なK P I（重点業績評価指標）を設定し、P D C Aサイクルを整備するとともに、事業年度毎に外部有識者の関与等も含めた効果検証とその結果について公表する必要があります。

以下の点について、検証していただきます。

- 1 総合戦略施策・プロジェクトの実現に向けて効果があったか、意見等いただきます。
- 2 実施事業の効果があったか、意見等いただきます。
- 3 今後の対応に改善策があれば、提言等いただきます。